

平成30年（2018年）6月定例議会本会議（6月22日）

### 総務常任委員長報告（請願）

ただいま議題となっております平成30年請願第4号 くりはまみんなの公園を横浜F・マリノスのトレーニング施設として整備する場合の代償措置について及び平成30年請願第9号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についての以上2件につきまして、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、6月13日の会議において、平成30年請願第9号の陳述人より意見陳述を聴取した後、関係理事者から所見を聴取して、質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、平成30年請願第4号については、市民が自然に親しむことができる代替公園の近隣での確保見込み、同整備事業の横須賀市みどりの基本計画との関連性、ワークショップなど市民意見を反映させる機会の必要性、弁済義務が生じる可能性がある国土交通省からの補助金の内容、本整備事業に対する土地の寄附者からの意見の内容、本市における市民1人あたりの公園面積の県内での位置づけ、整備予定地におけるため池面積が占める割合についてであります。

平成30年請願第9号については、現在の女性家族従業者に関する実態把握の有無、所得の帰属及び人件費に関する所得税法第56条の例外規定についてであります。

次いで、討論において、小室卓重委員から、平成30年請願第4号について、「請願内容は、横浜F・マリノス誘致に反対するものではなく、最低限、最重要の部分を保全することとし、それ以外はこの場所にこだわらず、近隣に自然環境の拠点を担保すべきであり、その検討についてはワークショップ等、みんなで検討できる体制であるべきとしている。また、横須賀市基本計画策定時に行った市民アンケート結果における、環境政策に関しての今後の力点は「身近な緑や水辺などの自然環境を保全する」ことであるという多くの市民意見を反映したものであり、同計画の「市民協働によるまちづくりの推進」という考え方にも合致していることから、本請願に賛成する」旨の意見があり、採決の結果、平成30年請願第4号及び第9号の以上2件は、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。